

相続税対策のための生前贈与の話

■ 贈与ってなに。

贈与とは、ある人が「自分の持っている財産をただであげるよ」という意思を表示し、相手の人が、「はい、いただきます」という意思表示をすることによって成立する契約をいいます。財産をあげる人が「あげるよ」という意思表示をしても、相手の人が「いらないよ」と拒否すれば契約は成立しません。

■ 贈与は口頭でも契約が成立する

贈与は必ずしも書面で行わなければならないわけではなく、口頭でも契約は成立します。しかし、口頭での契約は簡単に成立する反面、その取消も口頭で簡単にできてしまいますので、後々のトラブルを避けるためにもできるだけ書面によるべきです。

■ 贈与税というのは

死亡した人が所有していた財産を取得した相続人には、相続税が課税されます。そのため、将来の相続税の負担を軽くするため、親が活着しているうちに、財産を配偶者や子供に贈与することが考えられます。この生前の贈与について何の税金も課税されないと、生前の財産の贈与をしなかった人は生前から所有している財産全部に相続税が課税されるのに対し、生前に贈与した人は、残った財産にのみ相続税が課税され、生前に贈与をした部分には何も課税されない結果となります。

これでは、相続税負担の不公平をもたらしますので、生前に財産の贈与があった場合には、将来の相続税を補う目的で財産の贈与があったときに贈与税を課税するわけです。

贈与税は1月1日から12月31日までの1年間を計算単位としてその1年間に贈与を受けた財産の価格の合計額で贈与税の計算をし、財産をもらった人が翌年2月1日から3月15日までに納めます。

■ 生前に贈与するのがよい財産は

☆ 将来値上がりが予想される財産を早めに贈与する

将来値上がりが予想される財産は、そのまま所有していると、死亡時には高い評価額で相続税がかかりますので、生前に早めに贈与することで、将来の高い相続税を軽くすることができます。

たとえば、同族会社が発行する株式で、将来的に上場を予定しているものを親が所有している場合で、その株式が将来上場することで値上がりが予想されるときは、早目に子供にその株式を贈与すれば贈与税の評価額も低く抑えることができ、親の死亡時の相続税を軽くすることができます。

また、将来上がりが予想される財産の典型といえば、バブル期は土地でしたが今だったら株でしょうか。

☆ 収益を生む財産を贈与する

収益を生む財産は、そのまま所有していると収益部分も相続財産として残ってしまい、相続税が課税されます。また、所得税や住民税の税率が高い人から低い人へ贈与すれば収益部分に対する毎年の税金の負担を軽くすることもできます。

したがって、アパートやマンションを貸している場合など、これを生前に贈与することによって、将来増加するであろう収益部分からなる相続財産を減らすことができます。

☆ 妻へは住宅や住宅取得のための資金を贈与する

婚姻期間が満20年以上の配偶者から居住用不動産や居住用不動産取得のための資金の贈与が行われた場合は一定の要件をみたすことにより、「贈与税の配偶者控除」という特例の適用が受けられます。この特例が受けられると、贈与された居住用不動産の価格や居住用不動産取得のための資金のうち2千万円までは贈与税はかかりません。

また、不動産を贈与した場合に課税される評価額は、通常取引価格でなく、相続税評価額になります。この相続税評価額は、通常取引価格よりも低いのが一般的で、地域によっても異なりますが、だいたい通常取引価格の50%から80%程度です。

☆ 子や孫には住宅取得資金を贈与する

住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の特例には、「五分五乗方式の特例」と「相続税精算課税の特例」の2つがあります。「相続税精算課税の特例」は、相続時に相続税の課税対象となりますから、課税が将来に繰り延べられているだけです。

一方「五分五乗方式の特例」は、子や孫への住宅取得資金等の贈与については、一定の要件を満たせば、贈与税の基礎控除額、年110万円を5年前倒しして適用できます。したがって、550万円（年110万円×5年）までの贈与であれば、贈与者の死亡の際の相続税の課税対象ともなりません。

したがって、子や孫に住宅取得資金の贈与をすることで親の財産も減らすことができますし、子や孫に贈与税もかかりません。

☆ 農業後継者に農地を一括贈与する

親が農業をしていて、子のうち一人だけが農業の手伝いをし、他の子は会社員として働いているというケースも多く見受けられます。このようなケースで親に相続が発生した場合には、子には均等に財産をもらう権利が発生しますから、農業をしていない子がこの権利を主張すると農地は細分化されてしまいます。

そこで、このようなことにならないように、親が生前にこの一人を農業後継者として決め、農地を一括贈与すれば農地の細分化は防げます。そして、一定の要件を満たした場合その生前の一括贈与に対する贈与税を農業を続けている限り納めなくてもいいという、贈与税の納税猶予という特例の適用も受けられます。

したがって、農業を後継者に継がせようと考えている人は、農地を生前に贈与しておくことも望ましいこととなります。

■ 税金対策を怠ると損をする

☆ 生前にできるだけ早く対策する

税金対策を怠ると、将来多額の税金を支払わなければならなくなります。

相続税では、親の死亡前3年以内の贈与財産は相続税の課税対象として相続税が課税されてしまいます。したがって、相続開始の直前になって財産の贈与をして相続財産を減らしても、贈与した財産は相続税の課税対象となり、相続税がかかります。

そこで、生前にできるだけ早く長期間にわたって相続税対策を実行していくことが重要になってきます。

また、相続税対策は計画したけれど、なかなか実行に移せない人が多いです。

せっかく計画しても、実行しなければ効果は得られません。実際に相続が発生したときに慌てないようにできることから実行していくことが大切です。

☆ 生前に贈与した場合としなかった場合を比べてみると

財産を多く所有している人は、将来発生する相続のために、生前から相続対策を行い、なるべく生前に財産を減らして、相続税が少しでも安くなるように努力しています。この、相続財産を減らすのに一番簡単で効果があるのが、生前に財産の贈与を行うことです。

相続対策として生前からの贈与を行った人と行わなかった人では図のようにその後発生する相続税額に大きな差が現れてきます。

この生前贈与は、贈与税の基礎控除額 110 万円以下の贈与であれば贈与税は課税されないのですが、毎年 110 万円以下の贈与ではそれほど大きく財産を減らすことはできません。そこで多少の贈与税は払ってでも 110 万円を超える金額の贈与をしたほうが相続財産を多く減らすことができますので、その効果は大きくなります。

図 生前に贈与を行った場合と行わなかった場合の比較

親の財産が2億円で、相続人が子供3人、毎年子供3人にそれぞれ110万円ずつ贈与が行われたケースについてみると次のとおりです。

- ・贈与した財産 110万円 × 3人 × 10年 = 3300万円 贈与税額 0
- ・親の死亡時(10年後に死亡したと仮定)

	贈与を行った場合	贈与しなかった場合
親の死亡時に残った財産	2億円 - 3300万円 = 1億6700万	2億円
親の死亡前3年以内の贈与財産	990万円	—
相続税が課税される財産	1億7690万円	2億円
上記に対する相続税額	1388万円	1800万円

412万円の差額

ご意見・ご感想はこちらまで

山守税理士事務所

TEL:03-5283-5280

FAX:03-5283-5270